

少年法等の一部を改正する法律・新旧対照表（抜粋）

改正後	現行
<p>（検察官の関与）</p> <p>第二十二條の二 家庭裁判所は、第三條第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて、次に掲げる罪のものにおいて、その非行事実を認定するための審判の手續に検察官が関与する必要があると認めるときは、決定をもつて、審判に検察官を出席させることができる。</p> <p>一 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、死刑又は無期若しくは短期二年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪</p> <p>2 家庭裁判所は、前項の決定をするには、検察官の申出がある場合を除き、あらかじめ、検察官の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 検察官は、第一項の決定があつた事件において、その非行事実の認定に資するため必要な限度で、最高裁判所規則の定めるところにより、事件の記録及び証拠物を閲覧し及び謄写し、審判の手續（事件を終局させる決定の告知を含む。）に立ち会い、少年及び証人その他の関係人に発問し、並びに意見を述べることができる。</p> <p>（検察官が関与する場合の国選付添人）</p> <p>第二十二條の三 家庭裁判所は、前條第一項の決定をした場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、弁護士である付添人を付さなければならぬ。</p> <p>2 前項の規定により家庭裁判所が付すべき付添人は、最高裁判所規則の定めるところにより、選任するものとする。</p> <p>3 前項の規定により選任された付添人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

<p>(抗告受理の申立て)</p> <p>第三十二条の四 検察官は、第二十二條の二第一項の決定がされた場合においては、保護処分が付さない決定又は保護処分の決定に対し、同項の決定があつた事件の非行事実の認定に關し、決定に影響を及ぼす法令の違反又は重大な事実の誤認があることを理由とするときに限り、高等裁判所に対し、二週間以内に、抗告審として事件を受理すべきことを申し立てることができ</p>	<p>3 2 </p> <p>(略)</p> <p>高等裁判所は、抗告受理の申立てがされた場合において、抗告審として事件を受理するのを相当と認めるときは、これを受理することができる。この場合において、その旨の決定をしなければならない。</p> <p>4 6 </p> <p>(略)</p>	<p>(事件が受理された場合の国選付添人)</p> <p>第三十二条の五 前条第三項の決定があつた場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、抗告裁判所は、弁護士である付添人を付さなければならぬ。</p>	<p>(準用)</p> <p>第三十二条の六 第三十二条の二、第三十二条の三及び前条に定めるもののほか、抗告審の審理については、その性質に反しない限り、家庭裁判所の審判に關する規定を準用する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	